第10回　米子市美保中学校区義務教育学校開校準備委員会
教育環境部会議事録（概要）

１　日　時　　令和８年１０月２２日（木）午後７時から午後８時４０分まで

２　場　所　　米子市立和田小学校　図書館

３　出席者

部会員（敬称略・順不同）

木村　俊二、本池　拓史、岩田　昇、徳永　達樹、中川　慎一郎、三村　大輔、
曽根　大二朗（副部会長）、永島　香織、池本　翼、竹本　法子、
太田　敦弘（部会長）、隠樹　恭衣、渡辺　和幸、西山　智広、本田　早弥香

説明のために出席した職員

【教育委員会事務局】

こども政策課長	永榮　一博
事務局主査兼指導主事	遠藤　幸子
こども政策課長補佐	井原　聡史
こども支援課担当課長補佐	植田　典子
こども政策課係長	松下　貴洋
こども政策課主任	岡田　壮太

【こども総本部】

こども施設課保育リーダー	飯田　聡子
こども施設課保育リーダー	松原　香里

４　次　第

１）部会長挨拶

２）事務局説明

義務教育学校の今後のスケジュール等について

３）協議

義務教育学校の通学について

①地域及び保護者説明会の振り返りについて

②通学路（部会案）の決定について

③バス通学の対象者（部会案）の決定について

ア　対象学年について

イ　対象距離及び適用基準について

４）連絡

５　概要

（１）次第２）事務局説明

・敷地造成工事（令和９年６月完成予定）及び建築実施設計（令和９年３月末完了予定）の順調な進捗に伴い、建築工事を令和９年度へ１年前倒しして着工し、開校目標時期を令和１２年４月（従来の予定から１年前倒し）として進める方針を報告した。
・仮に、不測の事態により新校舎の完成が開校目標時期（令和１２年４月）以降となる場合には、国の補助制度の要件（「統合前３事業年度内の事業完了」）により、令和１２年４月に条例上の開校（いわゆる「名目統合」）が必要となる。その場合、新校舎が完成するまでの期間は、前期課程については３小学校分の全児童を受入可能な規模を有する崎津小学校、後期課程については美保中学校にて学校運営を行うことを想定していることを報告した。

（２）次第３）協議　義務教育学校の通学について

①地域及び保護者説明会の振り返りについて

・令和８年９月に４会場（崎津公民館、大篠津公民館、和田公民館、美保中学校）で開催した「通学に係る地域及び保護者説明会」の開催概要並びに説明会及びアンケートで寄せられた意見・要望等（歩道橋・地下道や防犯カメラの新設の要望、踏切横断や和崎かけはし通りの跨線橋の安全対策、バス通学の対象学年・距離に関する意見等）について共有した。
・説明会やアンケートで出た意見を参考に、通学路及びバス通学対象者の部会案の決定に向けた協議を進めていくことを確認した。

②通学路（部会案）の決定について

・これまでの現地調査や検討結果を踏まえ作成した通学路の「仮部会案」について、既存通学ルートを活かした新通学ルートの合理性を確認し、説明会等で出た意見や要望等を参考に仮部会案について協議を深めた後、部会員全員の一致により部会案として正式決定した。
・既存小学校でのＪＲ踏切利用状況及び登下校時におけるＪＲ境線の通過ダイヤの確認を行い、和崎かけはし通りや踏切周辺の安全対策について協議を行った。
・協議において委員から出された安全対策要望（学校付近の信号機・横断歩道新設、和崎かけはし通りの歩行時の安全対策や手荷物の落下防止策、踏切周辺への防護柵・安全ポール・緑のカラーライン設置、登下校見守り活動や交通安全教育の徹底等）を事務局で集約し、継続して検討することを確認し、これらの要望については、引き続き関係各部署と協議を進めて欲しいという要望が付された。

③バス通学の対象者（部会案）の決定について

ア　対象学年について

・通学バス検討に当たり、徒歩通学による体力向上・交通安全意識向上といった教育的効果に配慮すること、及び米子市内他校や鳥取県内他自治体の基準との均衡（客観的根拠の明確化）を図る基本方針を再確認した。
・令和１２年度推計モデルによるバス運行シミュレーションの検証や課題を共有した。

・仮部会案「バス通学の対象学年：前期課程１、２年生」について、これまでの協議内容と説明会等での意見や要望等を踏まえて最終的な協議を行った。対象を「１～３年生」「１～６年生」に拡大する意見も提起されたが、これまでの協議内容（部会員による現地調査の結果や子どもたちの発達段階に応じた体力面や教育面等を考慮することが必要であること等）を再確認のうえ多数決を行った結果、挙手多数（１４人中１１人賛成）により【前期課程 １・２年生】を部会案として決定した。なお、個別事情（病気・ケガ・障がい等）の配慮については、開校後に学校・教育委員会にて個別に協議・対応してはどうかという意見があった。

イ　対象距離及び適用基準について

・説明会などで出た意見や要望、これまでの協議内容（現地調査の結果、他自治体のバス通学等の基準等）を参考に、仮部会案「バス通学の対象距離：自宅から義務教育学校までの実測距離２㎞以上」について協議を深めた後、全会一致で仮部会案（実測距離２㎞以上）を部会案として決定した。

・適用基準については、事務局が各グループの案を基にした３つの考え方を提示した。次回の部会までに各部会員の意見を取りまとめ、１２月に開催予定の次回の部会で決定することとした。